

国土交通省 千曲川河川事務所

Chikumagawa River Office Hokuriku Regional Development Bureau Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism

記者発表資料 令和2年9月30日

千曲川・犀川の河川内樹木の伐採希望者を募集します。 ~営利を目的とする企業・団体の方も応募できます~

河川内に繁茂する樹木は、洪水時等に流水の阻害となり、かつ不法投棄の温床となるなど、 河川管理上悪影響を及ぼすことがあります。

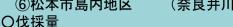
千曲川河川事務所では、河川管理上支障となる河川内の樹木について、従来から自家消費 する個人利用を対象に、伐採木を無償で持ち帰っていただく公募伐採を試行しており、管内 6地区において伐採希望者を募集します。

また、更なる伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を図るため、より広い範囲での伐 採ができるよう、営利を目的とする企業、団体等も伐採が可能となる**河川法第25条を適用し** た公募伐採も試行します。

各公募伐採の募集概要は以下のとおりです。多くの皆様からのご応募をお待ちしています。

【従来の公募伐採の概要】

- 〇伐採箇所 【別紙.1】
 - ①飯山市木島上新田地区(千曲川 中央橋下流)
 - ②須坂市相之島地区 (千曲川村山橋下流)※
 - ③長野市青木島地区 (犀川 丹波島橋下流)
 - 4 千曲市磯部地区 (千曲川 万葉橋上流)
 - ⑤坂城町上五明地区 (千曲川 坂城大橋下流)
 - ⑥松本市島内地区 (奈良井川 平瀬橋下流)







当選者による伐採作業の様子

1区画約300㎡~500㎡の区画内のハリエンジュほか(※②地区はクルミ・ニワウルシ)

令和2年10月1日(木)から同年10月16日(金)まで 〇応募受付期間

【河川法第25条を適用した公募伐採の概要】

〇伐採箇所

【別紙. 2】

〇伐採量

約300㎡以上~任意(3か月間で伐採可能な範囲) 全ての樹木

○事務手続きの概要

応募された方について当事務所で審査及び選定を行い、選定された 方は河川法第25条に基づいて採取許可申請をして頂きます。

申請に対する許可処分を受けてから、伐採・採取をして頂きます。

〇応募受付期間

令和2年10月1日(木)から同年10月30日(金)まで

⇒両制度の違いは、 【別紙.3】をご覧ください。

○申し込み方法・・・千曲川河川事務所ホームページから所定様式に記入し電子メールで申込み

詳細についてはホームページをご覧ください

http://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/

【配布先】

- ・長野市政記者クラブ
- •長野県庁会見場
- •新建新聞社
- •長野経済新聞社
- •日本工業経済新聞社長野支局

【お問い合せ先】

国土交通省北陸地方整備局

千曲川河川事務所 026(227)7611

副所長(管理)浮田 博文 (うきた ひろふみ) 渡瀬 智保(わたせ 管理課長 ともやす)

検索

クリック

千曲川河川事務所

公募伐採箇所

① 飯山市木島上新田地区(中央橋下流 千曲川右岸)



② 須坂市相之島地区(村山橋下流 千曲川右岸)

/注:樹種は「クルミ」と「ニワウルシ」が半々



③ 長野市青木島地区(丹波島橋下流 犀川右岸)



④ 千曲市磯部地区(万葉橋上流 千曲川右岸)



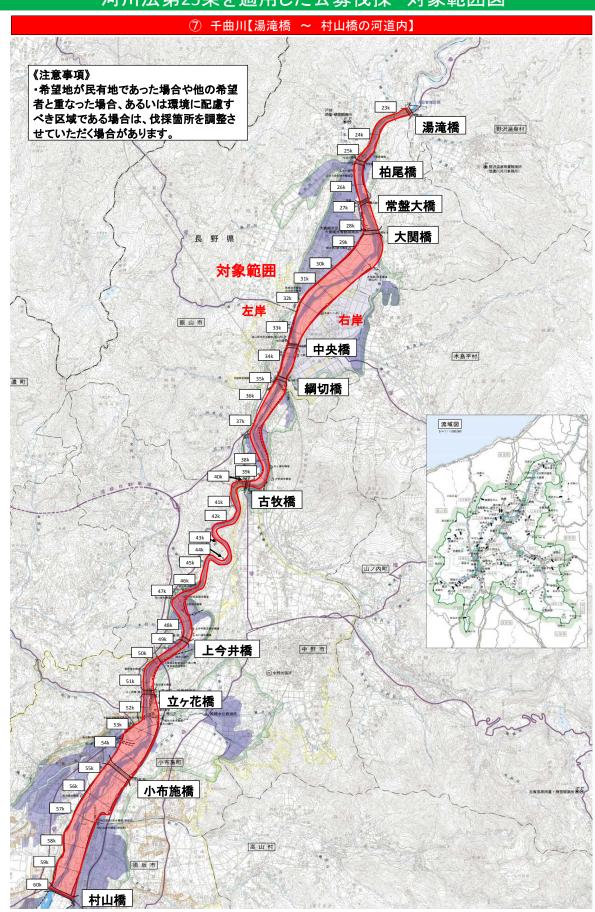
⑤ 坂城町上五明地区(坂城大橋下流 千曲川左岸)



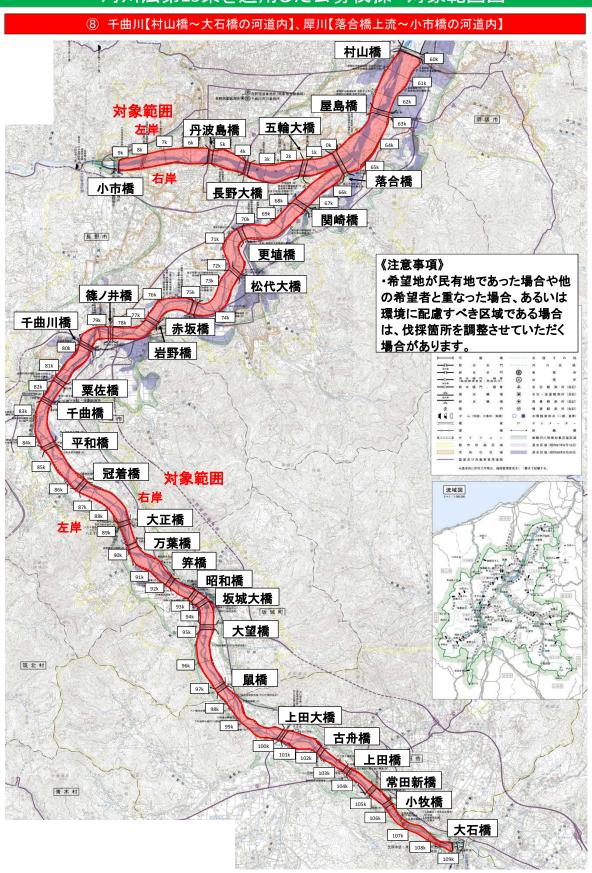
⑥ 松本市島内地区(平瀬橋下流 奈良井川左岸)



河川法第25条を適用した公募伐採 対象範囲図



河川法第25条を適用した公募伐採 対象範囲図



千曲川・犀川における公募伐採の違い

		従来の公募伐採	河川法第25条を適用した公募伐採
伐採木の利用目的		非営利限定	非営利・営利を問わない
応募対象者		個人-団体	企業・団体・個人
伐採実施箇所		指定された箇所(別紙1)	対象範囲内の国有地(別紙2)
伐採者による進入路の整備		必要なし	箇所によっては必要
樹木伐採規模		300㎡∼500㎡	約300㎡以上
料金(流水占用料)		無料	無料
応募期間		10/1(木)~10/16(金)	10/1(木)~10/30日(金)
作業実施期間		11月・12月(2ヶ月間)	12月~3月(内3ヶ月間)
提出書類	応募時	用紙、アンケート	用紙、計画書、アンケート
	着手前	なし	許可申請書(現地立会いが必要)
	着手時	工事施工届	工事着手届
	完了時	工事完了届	工 <mark>事完了届</mark>